

令和3年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施について（公告）

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和3年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定により指定した公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和3年3月2日

新潟県知事 花 角 英 世

1 試験の日時

(1) 学科の試験

ア 二級建築士

令和3年7月4日（日）

午前10時10分から午後5時20分まで

イ 木造建築士

令和3年7月11日（日）

午前10時10分から午後5時20分まで

(2) 設計製図の試験

ア 二級建築士

令和3年9月12日（日）

午前11時から午後4時まで

イ 木造建築士

令和3年10月10日（日）

午前11時から午後4時まで

2 試験の場所

(1) 学科の試験

ア 二級建築士

朱鷺メッセ 新潟市中央区万代島6番1号

パストラル長岡 長岡市今朝白2丁目7番25号

上越人材ハイスクール 上越市高土町3丁目1番15号

イ 木造建築士

ホテルイタリア軒 新潟市中央区西堀通7番町1574番地

(2) 設計製図の試験

ア 二級建築士

朱鷺メッセ 新潟市中央区万代島6番1号

ハイブ長岡 長岡市千秋3丁目315番地11

イ 木造建築士

朱鷺メッセ 新潟市中央区万代島6番1号

3 受験申込手続

新規受験者を含めたすべての者がインターネットによる受験申込を行うものとする。

(1) 受付期間

令和3年4月1日（木）午前10時から令和3年4月15日（木）午後4時まで

(2) 申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合（身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等）には、令和3年4月7日（水）までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部に申し出ること。

4 学科の試験の免除の申請

令和元年又は令和2年の学科の試験に合格した者に限り行うことができる。免除の申請にあたっては、令和元年又は令和2年の試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の学科の試験の合格通知書、若しくは設計製図の試験の不合格の通知書で令和3年の学科の試験が免除できる旨が記載されたものを貼付して行うこと。

5 合格者の発表

令和3年12月2日（木）頃に発表する。

なお、「学科の試験」については、二級建築士試験においては令和3年8月24日（火）頃、木造建築士試験においては令和3年9月7日（火）頃に発表する。

6 その他

- (1) 設計製図の試験の課題は、令和3年6月9日（水）頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において公表する。
- (2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。
- (3) この試験に関する問合せは、以下にすること。

郵便番号950-0965 新潟市中央区新光町15番地2 新潟県公社総合ビル3階
公益社団法人新潟県建築士会（電話025-378-5666）